

指定管理者選定評価委員会の見直しについて

1. 経緯

指定管理者制度の導入から16年が経過し、制度が定着してきた中で、指定管理者選定評価委員会（以下、「委員会」という。）のさらなる専門性や透明性が求められていることから、以下のとおり見直しを行う。

2. 見直し案のポイント

(1) 専門性の深化のための見直し

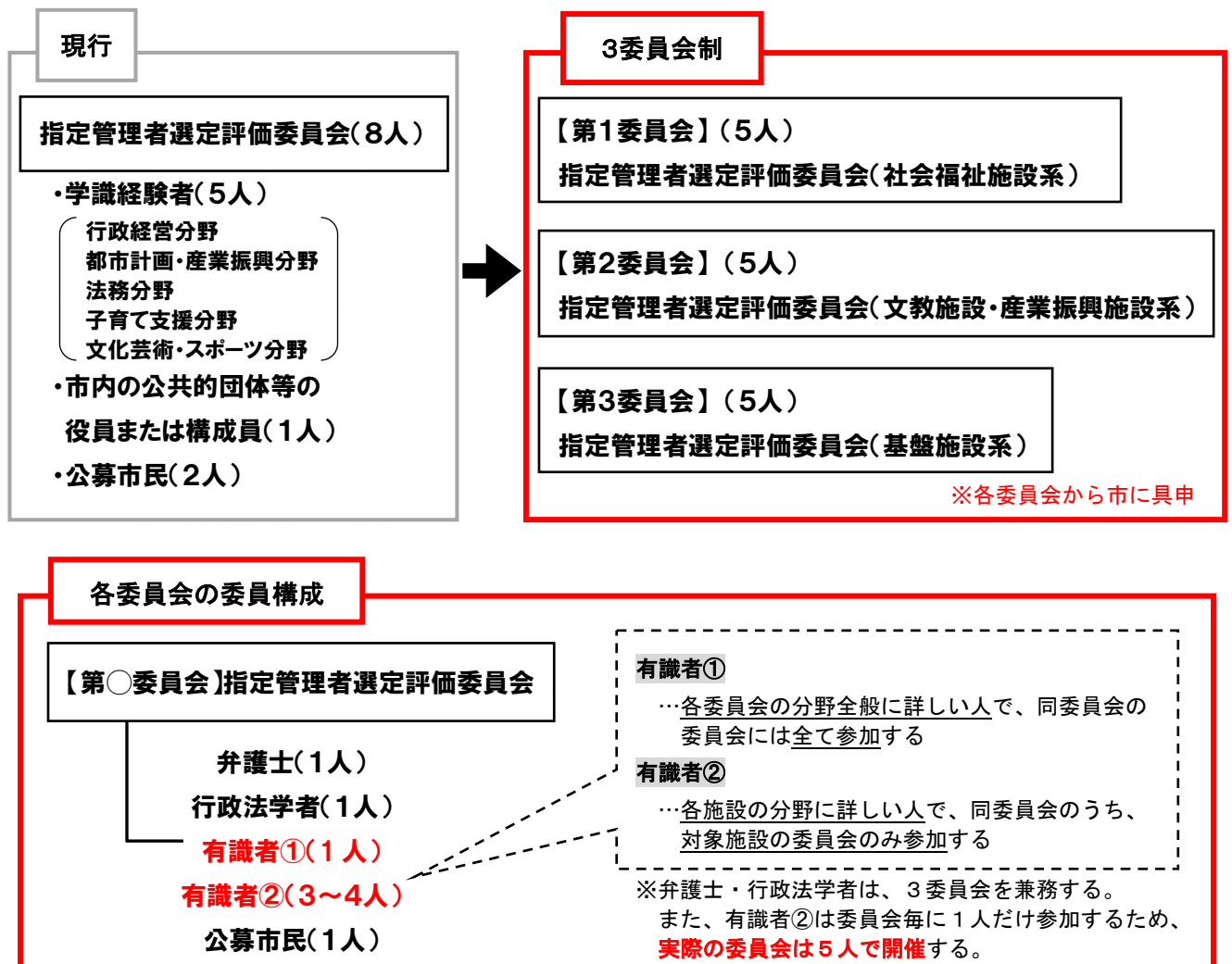
選定・評価の対象施設に特化した委員会を設置

…委員会は、施設の分野毎に3委員会（1委員会につき5人）とする。

弁護士・行政法学者は3委員会を兼務し、有識者①は委員会それぞれ1人として3人選出する。有識者②は施設毎に1人として11人選出する。3委員会の委員の合計は、19人（弁護士1人・行政法学者1人・有識者①3人・有識者②14人・公募市民3人）となる。

また、委員の選任については基本的に総務課で行うが、有識者②は、各原課に推薦いただく。

（詳しくは、以下図および審1－1を参照）



(2)透明性の深化のための見直し(詳しくは、審1-2を参照)

①委員会の審議に関する公開の推進等

…評価項目や分野毎の配点・合計点については、委員へ確認を行ったのち、事前公表するとともに、応募者が1社であっても採点を行う等、審議方法の変更を行う。

②委員会終了後の公開の推進等

…選定した事業者について、事業者に了解を得たうえで、申請時に提案した事業の概要をHPで公開する。さらに、草津市指定管理者制度運用ガイドラインを見直し、毎年実施する事業評価において、提案事業を含む事業評価を義務付ける。